

新居浜工業高等専門学校ハラスメントに関する苦情相談の取扱要項

平成25年7月1日要項第2号

新居浜工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程第5条第5項の規定に基づき、ハラスメントに関する苦情相談の取扱いについて、次のとおり定める。

- 第1 苦情相談への対応は、ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針（平成24年9月27日理事長裁定）によるものとする。
- 第2 苦情相談は、面会によるほか、書面、電話、電子メール等により随時受け付ける。
- 第3 苦情相談を受ける際には、相談者の意向を踏まえつつ、原則として複数の相談員で対応する。
- 第4 苦情相談を受けるに当たっては、相談者が同性の相談員の同席を望む場合には、同席するよう努める。
- 第5 苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談員以外の者に見聞きされないよう周りから遮断された場所で行う。
- 第6 苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 第7 相談員は、聴取した事実関係等を相談者に確認する。
- 第8 相談員は、聴取した事実関係について必ず記録し、その内容及び当事者等に対して指導助言した内容を校長に報告する。
- 第9 相談員は、苦情相談に関し、具体的にとった対応について、相談者に誠実に説明する。

附 則

- 1 この要項は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談の取扱要項（平成11年7月14日制定）は廃止する。